

令和2年（2020年）5月11日

市役所本庁舎のライトアップを変更します

5月5日に大阪府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方『大阪モデル』が示されました。この『大阪モデル』による警戒状況を大阪府内のランドマークにおいて信号色（緑・黄・赤）にライトアップすることにより、府民へ周知するとしています。

本市におきましても、市民の皆さまに新型コロナウイルス感染症拡大の状況を広くわかりやすく周知するため、市役所本庁舎を緑・黄・赤でライトアップします。



■実施期間

令和2年5月11日から緊急事態宣言中、日没から午後10時まで

【大阪府新型コロナウイルス感染症 警戒信号の基準】

	警戒信号基準	警戒信号の色	(意味)
自粛要請等に向けた場合	モニタリング指標（3つ）のうち、1つ又は2つの指標において、「自粛要請等の基準」を満たした場合	黄	注意喚起
	モニタリング指標（3つ）全てが「自粛要請等の基準」を満たした場合	赤	警戒中
自粛解除に向けた場合	モニタリング指標（3つ）のうち、1つ又2つの指標において、「自粛解除の基準」を満たした場合	赤	警戒中
	モニタリング指標（3つ）全てが「自粛解除の基準」を満たした場合（満たして1日～7日）	黄	解除へのカウントダウン
	モニタリング指標（3つ）全てが「自粛解除の基準」を満たした場合 (満たして7日間経過：8日目)	緑	解除

■医療従事者の方々へ向けた市役所本庁舎のブルーライトアップについて

新型コロナウイルス感染症に対して、昼夜を問わず最前線で働いていただいている医療従事者の皆さまをはじめ、社会活動の維持にご尽力いただいているの方々への感謝の思いを表し、市役所本庁舎の屋上でブルーライトアップを行ってまいりましたが、5月11日より市役所本庁舎正面玄関前をブルーにライトアップいたします。

問い合わせ 総務部財政グループ（担当／高井） ☎072-366-0011